

利用者負担の軽減措置について (案)

○ 特別対策等による利用者負担の軽減措置については、21年4月以降も継続して実施。

※ 延長年限等については検討中

○ 軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身障害者扶養共済給付金」については個別減免時の収入認定から除外する取扱いとする。

※ 平成21年7月実施

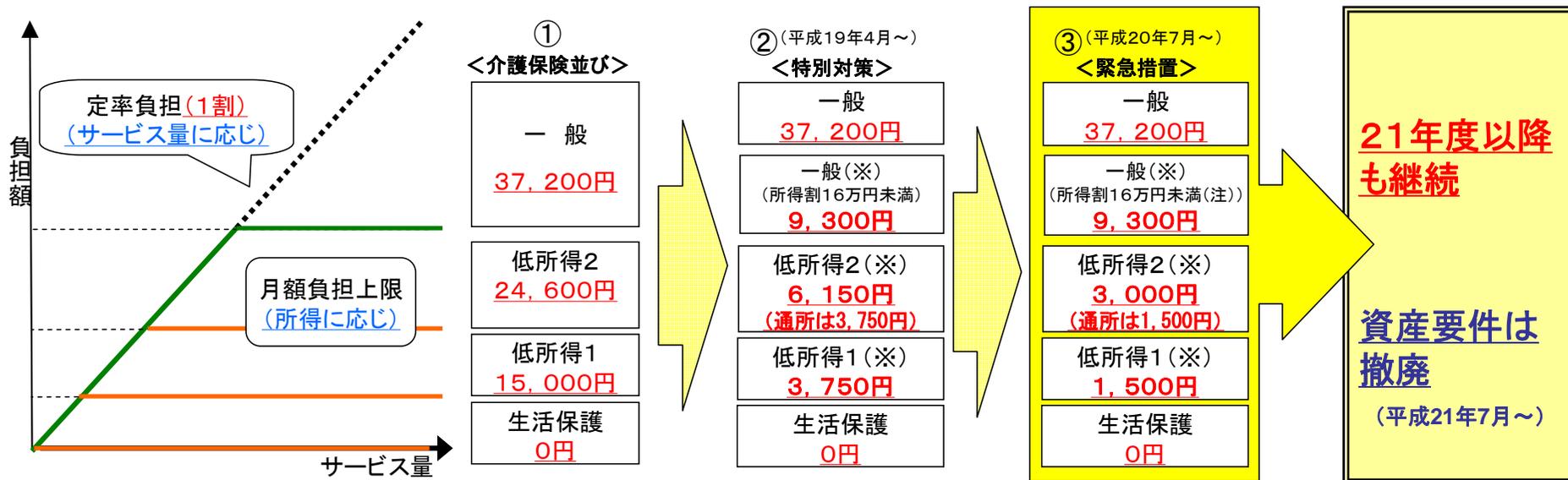
詳細については資料1、資料2のとおり

利用者負担の軽減措置について①

資料1

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/2に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



21年度以降も継続

資産要件は撤廃

(平成21年7月～)

(注)障害児の場合は、一般世帯の所得割28万円未満は、4,600円

※資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。

・児童福祉法に基づく施設給付費関係も同様

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担上限額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断